

## 三重県立紀南高等学校学校運営協議会会則

(趣旨)

### 第1条

この会則は、「三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則（平成19年3月27日三重県教育委員会規則第4号）第16条に基づき必要な事項を定める。

(目的)

### 第2条

三重県立紀南高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）は、生徒によりよい教育を提供するため、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域や保護者の要望や意見を学校運営に反映させるとともに、学校運営への支援・協力を促進することにより、教職員とともに地域に開かれた信頼される学校づくりを進めることを目的とする。

(基本方針の承認)

### 第3条

協議会は、本会の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について承認を行うものとする。

- (1) 学校運営の基本方針に関すること
- (2) 学校の教育課程に関すること
- (3) 学校の予算に関すること
- (4) 学校組織に関すること
- (5) 地域と学校との連携に関すること

(組織)

### 第4条

三重県立紀南高等学校長（以下「校長」という。）が協議会の委員を推薦するに当たっては、以下にあげる者のうちから適任であると認める者を三重県教育委員会へ推薦する。委員は10名から15名以内。

- (1) 地域住民代表
- (2) 保護者代表
- (3) 同窓会代表
- (4) 有識者（町教育委員会関係者、中学校長等）
- (5) 学校代表者
- (6) 学校の運営に資する活動を行う者

(専門委員会)

**第5条**

協議会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(生徒の意見反映)

**第6条**

協議会は、定期的に生徒の意見を直接把握する機会を設け、その要望等を学校運営の改善に活かすものとする。

(庶務)

**第7条**

協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成等の庶務を行う。

(その他)

**第8条**

その他必要な事項については、その都度協議する。

**附則**

この会則は、平成19年6月1日から施行する。

**附則**

この会則は、平成29年7月12日から施行する。